

## 西山太吉氏講演資料

# 国家のウソが 隠される!?

### 情報統制法＝秘密保全法を許すな!

!! 秘密保全法に反対する愛知の会結成1周年総会・春の大講演会 !!



西山太吉 さん

毎日新聞記者



日時

3/30

13:30 開演 20:00 閉演

場所

栄ガスビル 狂ガス

地下鉄「栄」駅 栄ガスビル 1階

地下鉄「矢場町」駅 有楽町線 徒歩5分

1971年の沖縄返還協定の裏で、本来アメリカが負担すべき軍用地原状回復費用（当時のお金で72億円）を日本が肩代わりするという「密約」が交わされました。当時毎日新聞の記者だった西山さんは、この「密約」の存在を示す電文を入手して公表し、日本政府のウソを暴いたことで罪に問われました。

# 再浮上

## 秘密保全法草案

東京電力福島原発事故では、放射性物質の拡散予測やメルトダウンの事実など数多くの情報が隠された。それを反響するどころか、政府は、九八〇年代に廃案となった国家秘密(スパイ防止)法案の改題版である「秘密保全法案」の国会提出を準備中だ。国民の知る権利を「お上」が一方的に踏みにじる恐れもある。日弁連は今月八日、同法案に反対する集会を開いた。愛知県弁護士会も二十一日、反対の意見書を国や各党に出したほか、三月から三回の連絡委員会を開く。

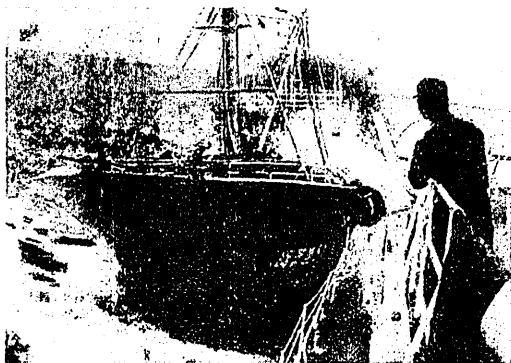
(出田阿生、上田千秋)

# 情報統制 暴走の危機



秘密保全法案の危険性について語る西山大吉さん(八日、参院議員会館で)

# 一般市民も重罰の恐れ



一昨年、動画サイトに投稿された中国漁船衝突事件の映像。秘密保全法案再浮上のきっかけとなった

**不明確な範囲**  
**恣意的適用懸念**

この法案は、政府が保有する情報に限定されず、民間の研究者の持つ情報も対象となる。また、情報の開示を拒否する行為も罰せられる。さらに、情報の漏洩を疑われる場合、捜査機関が調査を行うことができる。これは、国民の知る権利を侵害する恐れがある。

秘密保全のための法制の在り方について(報告書)

昨年八月にまとめられた秘密保全法制定を促す有識者会議の報告書

この報告書では、「国の安全」「外交」「公共の安全及び秩序の維持」の三分野を秘密にする「特別秘密」の対開だけでなく、独立行政法人や都道府県警察などの地方公共団体、国などが委託を受けた民間事業者にも適用することを適当としている。

さらに、特別秘密を扱う人間の調査や管理の徹底が重要と指摘。適性があるかどうか、親類の状況や外国への渡航履歴、薬物、アルコール、精神的な問題に関する履歴なども事前把握すべきだと主張する。報告書は「特別秘密は特に秘匿性が高く、情報公開法の「不開示情報」に含まれるもの。国民の知る権利は害されない」としている。

だが、それは本音が、最も懸念されるのは、何を特別秘密とするかを定めるのが行政機関に委ねられている点だ。秘密の範囲が明確でない上に、第三者も開示しないことから恣意的に適用できるとの批判が強い。未だ救済手段でも処罰するものが適当として、刑罰の上限は懲役十年とするのも考えられる」と想定。国家公務員法(守秘義務)違反罪の刑罰(二年以下の懲役または五十万円以下の罰金)よりも大幅に重く、処罰の対象も情報漏洩する側の公務員と、受け手であるマスコミ関係者と、思われがちだが、実は一般市民にも大きく影響している。定款が曖昧で幅広に解釈ができるため、国が隠せる秘密の範囲が広がった。

法案は今国会に提出予定だ。所管する内閣府の担当者は「内容を詰めている」として、昨年十月に閣議決定した通り、法案提出の意向に変わりは無い」と話した。

# 原発事故隠し 正当化も

## ▼研究にも「壁」

福島原発事故で、政府は「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEED-Net)」のデータ公表を十日以上遅らせた。細野豪首相補佐官(当時)は「放射能汚染拡散の予測情報も公表して、社会にパニックが起ることを懸念した」と釈明した。秘密保全法があったと仮定すると「非公開維持のため」と強弁していたかもしれない。

ほかに「法律によつて」と

## ▼警察官僚の影

実は同種の法案は、中曽根康弘政権当時の八五年に「国家秘密(スパイ防止)法案」として、自民党議員から提出されていた。保護の対象を防衛秘密だけでなく、防衛上秘匿する必要のある外交秘密にまで広げ、最高刑は死刑とする内容だった。しかし、野党をはじめ、自民党のハト派からも懸念が続出。廃案に追い込まれている。

四半世紀を超えての似た法案の浮上について、梓沢弁護士は「今回は特別秘密の中に、警察の情報が含まれる」とが大差な意味を持つ。これは国家秘密法案にもなかった

## ▼愛知で学習会

愛知県弁護士会の連絡学習会の日程などは次の通り。

第一回「三月十五日、第二回「四月十八日、第三回「五月十八日。時間はいずれも午後六時から同八時までで、場所は名古屋市中区三の丸一愛知県弁護士会館。参加費無料。問い合わせは同弁護士会「電話052(203)1601」まで。

民間の研究者の持つ情報も対象となる。また、情報の開示を拒否する行為も罰せられる。さらに、情報の漏洩を疑われる場合、捜査機関が調査を行うことができる。これは、国民の知る権利を侵害する恐れがある。

この報告書では、「国の安全」「外交」「公共の安全及び秩序の維持」の三分野を秘密にする「特別秘密」の対開だけでなく、独立行政法人や都道府県警察などの地方公共団体、国などが委託を受けた民間事業者にも適用することを適当としている。

秘密保全のための法制の在り方について(報告書)

昨年八月にまとめられた秘密保全法制定を促す有識者会議の報告書



# 沖縄返還で秘密補償

## 基地改善費含む680億円 日本負担

### 核撤去費も水増し

米公文書で判明

沖縄返還に日本政府が合意した佐藤・ニクソン日米首脳会議直前の一九六九年十一月、当時の福田赳夫首相が米財務当局に沖縄米軍施設の移転費などを日本側が負担することを約束し、日米財務当局で秘密覚書を取り交わしていたことが、我部政明・琉球大学教授が入手した米国立公文書館の外交文書や関係者の話で明らかになった。日本は沖縄返還協定に記載された対米補償額三億二千万(当時の為替レートで千五百五十億円)とは別に、在日米軍基地改善費などとして一億九千万(同六百八十四億円)を秘密裏に米側に補償していた。公表分の補償額についても、核撤去費を実際より大幅に水増しし、核とは無関係の米軍施設移転費用などに転用することを黙認していた。

沖縄返還交渉における財政取決めは七〇年六月に始まったとされてきたが、実際には返還合意に先立って日本側が金銭面で米側に大幅に譲歩していたことを裏付けるものだ。

覚書は「基地の移転費用やその他返還に関する費用」として計一億(同七百二十億円)を計五年間にわたり日本側が物品や役務で支払うことなどを定めたもので、六九年十一月十九、二十日に開かれた首脳会議の直前に合意し、十一月十一日に福田首相が米側に口頭で同意を伝えた。十二月二日付で当時、大蔵省財務官だった柏木雄介氏(ハ)とケネディ米財務長官の特別補佐官だったアン・リタ・ジュリック氏が互いの頭文字で署名した。

別の文書によると、最終的に米側はこの二億(同二百億)にほぼ見合おう計一億九千万(同二百億)を計五年間にわたり日本側が物品や役務で支払うことなどを定めたもので、六九年十一月十九、二十日に開かれた首脳会議の直前に合意し、十一月十一日に福田首相が米側に口頭で同意を伝えた。十二月二日付で当時、大蔵省財務官だった柏木雄介氏(ハ)とケネディ米財務長官の特別補佐官だったアン・リタ・ジュリック氏が互いの頭文字で署名した。

分の補償を得た。沖縄返還協定に記載された補償額三億二千万には含まれておらず、米公表扱いだった。財政取決め交渉が正式に始まる七〇年六月を前にこの二億の取り扱いについて米側が協議した米陸軍作成のメモによると、米側

は、日本が「沖縄を金で買戻した」との印象を避けるため、予算計上しない形で処理することを望んでいると分析。「米議会に同じ方法を採ることは難しい」として全面非公開を望む日本側に一定範囲については公開するよう求める考えを示している。

沖縄返還後に米大使館が作成した報告書では、沖縄返還協定に記載された対米補償額三億二千万の用途についても、日本政府の公式な説明と食い違いを示している。

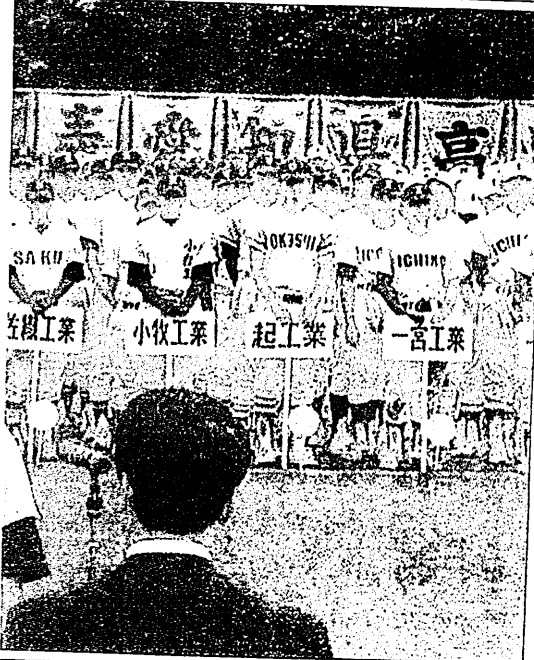
日本側発表	費目	米公文書
7000万	米資産引き継ぎ	7500万
	核撤去費	500万
	ボイス・オブ・アメリカ(VOA)移転費	1600万
	感謝費	400万
750万	労働コスト増大分	6200万
	その他支出	5800万
3億2000万	小計	3億2000万
	基地改善費	6500万
	労務管理費	1000万
	円ドル交換に伴う外貨預け入れ	1200万
	琉球銀行株買い取り	300万
	小計	1億9000万
	合計	5億1000万(単位はドル)

オプ・アメリカ(VOA)の移転費や「その他支出」などに計七千八百万が使われており、核撤去費や「労働コスト増大分」の補償金が転用された実態を明らかにしている。

柏木・ジュリック両氏の財政取決め交渉は七一年四月ごろまで続いていた。同年六月の返還協定調定を解かれた。

印式までに最終的な秘密合意を結んでいた可能性が高い。一連の米外交文書は今年初め、相次いで「機密指定」を解かれた。

財政の問題が米の交渉条件  
柏木雄介・元大蔵省財務官の話 文書の記憶はないがメモのインシヤルは当時、私が使っていたものだ。米側は首脳会議に向けて、返還交渉に応じるが、それには財政上の面でも日本から満足いく回答が必要との姿勢だった。米側には国会に説明できる積算根拠を求めたが、核撤去費については、こちらに積算できる材料がなく、受け入れるかどうかという問題だった。米側がどう使ったか知る立場はない。



SA KU 小牧工業 起工業 一工業

## 地球の肖像

アン・リタさん エベレストに、無酸素で10回も登る

「ニューヨーク10日」の十日を前に発表された「二〇一〇年人口推定」によると、地球の人口は六十七億に達する見込みだ。同報告書によると、地球の人口は二〇一〇年に六十七億に達する見込みだ。同報告書によると、地球の人口は二〇一〇年に六十七億に達する見込みだ。



## 地球人60億人

来年突破 国連が見通し

「二〇一〇年人口推定」によると、地球の人口は六十七億に達する見込みだ。同報告書によると、地球の人口は二〇一〇年に六十七億に達する見込みだ。



# 「国益」夕日に封印

日本情報公開制度 字数と人員の比較

項目	日本	米国
国益公文書と外交史料など	9億円 80人	290億円 2600人
情報公開法	?	173億円 3400人

(2001年4月施行)

## 秘密解除強制伴わず

米情報公開法は、米政府の公文書に「国益」の烙印が押されたものは、たとえ米政府が「国益」を撤回しても、その秘密解除を強制しない。これは、米情報公開法の「例外規定」である。

米情報公開法は、米政府の公文書に「国益」の烙印が押されたものは、たとえ米政府が「国益」を撤回しても、その秘密解除を強制しない。これは、米情報公開法の「例外規定」である。

## 米情報公開法「国益」

米情報公開法は、米政府の公文書に「国益」の烙印が押されたものは、たとえ米政府が「国益」を撤回しても、その秘密解除を強制しない。これは、米情報公開法の「例外規定」である。

## 日本の追加支出、伏せねばならない

米情報公開法は、米政府の公文書に「国益」の烙印が押されたものは、たとえ米政府が「国益」を撤回しても、その秘密解除を強制しない。これは、米情報公開法の「例外規定」である。

## 沖繩返還に関する米公文書(前編)

米情報公開法は、米政府の公文書に「国益」の烙印が押されたものは、たとえ米政府が「国益」を撤回しても、その秘密解除を強制しない。これは、米情報公開法の「例外規定」である。

## 米公文書の「国益」

米情報公開法は、米政府の公文書に「国益」の烙印が押されたものは、たとえ米政府が「国益」を撤回しても、その秘密解除を強制しない。これは、米情報公開法の「例外規定」である。

# 密約隠しに必死

## 核持ち込み「背景に」

### 沖繩返還 米公文書

米情報公開法は、米政府の公文書に「国益」の烙印が押されたものは、たとえ米政府が「国益」を撤回しても、その秘密解除を強制しない。これは、米情報公開法の「例外規定」である。

### 米公文書の「国益」

米情報公開法は、米政府の公文書に「国益」の烙印が押されたものは、たとえ米政府が「国益」を撤回しても、その秘密解除を強制しない。これは、米情報公開法の「例外規定」である。

### 米公文書の「国益」

米情報公開法は、米政府の公文書に「国益」の烙印が押されたものは、たとえ米政府が「国益」を撤回しても、その秘密解除を強制しない。これは、米情報公開法の「例外規定」である。

### 米公文書の「国益」

米情報公開法は、米政府の公文書に「国益」の烙印が押されたものは、たとえ米政府が「国益」を撤回しても、その秘密解除を強制しない。これは、米情報公開法の「例外規定」である。

### 米公文書の「国益」

米情報公開法は、米政府の公文書に「国益」の烙印が押されたものは、たとえ米政府が「国益」を撤回しても、その秘密解除を強制しない。これは、米情報公開法の「例外規定」である。

### 米公文書の「国益」

米情報公開法は、米政府の公文書に「国益」の烙印が押されたものは、たとえ米政府が「国益」を撤回しても、その秘密解除を強制しない。これは、米情報公開法の「例外規定」である。

# 西山元記者の敗訴確定

## 外務省機密漏えい

### 最高裁 名誉棄損で賠償認めず

沖繩返還協定に関する賠償を求めた訴訟の上  
 米側は機密を漏らす 告発で、最高裁第三小  
 文書を外務省の女性事務官から入手し、国家  
 公務員法違反で有罪 側の上告を棄却する決  
 が確定した元毎日新聞記者西山大樹さん  
 記者西山大樹さん  
 が、違法な起訴を告  
 を傷つけられたなど  
 して、国に謝罪と損害  
 賠償を求めた訴訟の上  
 法に密約。国家公務員  
 法で守られるべき秘密  
 には当たらず起訴は違  
 法」と訴えていた。  
 一審の東京地裁は昨  
 年三月、一九七二年の  
 起訴から起訴まで二十  
 年以上たっていること  
 から、「賠償請求権は  
 民法の除斥期間(二十  
 年)を超えているので消  
 滅した」と判断。密約  
 の有無や起訴の当否の  
 判断に踏み込まなかつ  
 た。  
 二審の東京高裁も今  
 年一月、一審と同じく  
 密約の有無に踏み込ま  
 ず、除斥期間を理由に  
 訴えを退けた。その上  
 で「刑事事件で再審請  
 求して争うべきだ」と  
 異例の言及をした。  
 西山さん側は「政府高官  
 や歴代大臣らが密約の  
 存在を否定したため名  
 誉を傷つけられた」と  
 も訴えたが、両判決は  
 「政府の見解を一般的  
 に述べたにすぎず、西  
 山さんの社会的評価を  
 罪となり、最高裁で  
 低下させたとはいえな  
 い」と判断した。

## 「密約」の文書公開を

作家ら 不存在回答なら訴訟も  
 沖繩返還直前に日米  
 両政府高官が交わした  
 三通の公文書について  
 て、ジャーナリストや  
 作家らが二日後、外  
 務省と財務省に情報公  
 開請求した。記者会見  
 で「政府が『不存在』  
 と回答した場合、密約  
 を司法の場で明らかに  
 したい」とし、行政処  
 分取り消し訴訟を起し  
 ずとを検討する。  
 請求したのは、沖繩  
 返還に伴う日米の秘密  
 合意文書について情報  
 公開を求めていた呼び  
 掛け人六十三人。ジャ  
 ーナリスト筑紫哲也さ  
 ん、作家沢地久枝さん  
 のほか、密約に絡む外  
 務省機密公露のコービ



沖繩返還直前に日米両政府高官が交わした3通の公文書について情報公開請求したジャーナリストら=2日、東京都千代田区で

山さんの社会的評価を罪となり、最高裁で低下させたとはいえない」と判断した。  
 西山さんは七一年に締結された沖繩返還協定をめぐり、米軍用地の原状回復費を日本政府が肩代わりするとして機密扱いの公文書のコービを女性事務官から入手。七一年に同法違反容疑で逮捕、起訴された。一審は無罪だったが、二審で懲役四月、執行猶予一年の有

# 沖繩密約 「文書ない理由示せ」 東京地裁、国側に求める

72年の沖繩返還に伴って日米間で交わされたといわれる「密約文書」をめぐる情報公開訴訟で、東京地裁の杉原裁判長は16日、「文書を保有していない」と主張する国側に「その理由を合理的に説明する必要がある」と指摘し、次回までに示すよう求めた。訴えられた国側に積極的な説明責任を求めたもので、異例の訴訟指揮といえる。  
 密約をめぐるのは、その存在を裏付ける外交文書が米側で公開されているにもかかわらず日本政府は「買収して『密約はない』と否定し続けている。訴訟をきっかけに、国側の姿勢が改めて問われることになりそうだ。  
 訴えているのは、作家の澤地久枝さんや立正大講師の桂敬一さんら25人。昨年9月に情報公開法に基づいて、密約を記した日本側文書の公開を求めたが、国は「保存場所を探索したが、文書を作成、取得した事実を確認できず、廃棄・移管の記録もなかった」などとこたため、今年3月に提訴した。  
 この日あった第一回口頭弁論の冒頭で、杉原裁判長は「率直な感じを述べさせてください」と切り出し、米側に密約文書があるのだから日本側にも同様の文書があるはずとする原告側の主張は「十分理解できる点がある」と発言。原告側が、仮に密約文書そのものを国が保有していないとしても関連文書はあるはずと主張していることについて、「理解できる」とした。  
 そのうえで、もし密約そのものが存在しないというのであれば、アメリカの公文書を

# 沖繩密約 法廷で認める

## 外務省元局長「米文書に署名」



証人尋問を終え、記者会見する吉野文六・元外務省アメリカ局長  
＝1日午後、東京・霞が関の司法記者クラブで（沢田将人撮影）

一九七二年の沖繩返還に絡み、日米両政府が交わしたとされる密約文書の開示を求めた訴訟の口頭弁論が一日、東京地裁（杉原則彦裁判長）であり、当時の交渉担当者だった吉野文六元外務省アメリカ局長（左）が証人として出廷。吉野氏は、米側が保管する密約文書の署名を「私のイニシャルです」と証言

を大きく上回る額を日本側が負担する。3密約に関する日米間の合意文書の開示を求めている。外務省は①に

400万ドルを日本が肩代わりする②米短波放送「ボイス・オブ・アメリカ」中継局の国外への移設費用1600万ドルを日本が負担する

③沖繩返還協定で決められた米への支出金（3億2000万ドル）

し、日本政府が否定してきた密約の存在を法廷で初めて認めた。Ⅱ関連④面、やりとり要旨⑤面、社説⑦面

元政府高官が、外交上の密約の存在や背景を法廷で証言するのは極めて異例。鳩山政権下で外務省が進める核持ち込みなど日米間の密約に関する調査にも影響しそうだ。

吉野氏が存在を認めただのは、米軍用地の原状回復補償費四百万ドルを日本が肩代わりする合意文書と、米短波放送「ボイス・オブ・アメリカ（VOA）」中継局の移設費千六百万ドルを日本が負担する合

意文書の開示を求めている。外務省は①に加えて、日米安保改定時の核持ち込み、朝鮮半島有事の際の日米軍の戦闘作戦行動、沖繩返還に絡む有事の際の核再持ち込みに関する日米間の密約を調査中。

意文書の二つ。

二つの密約を示す米側公文書への署名について、原状回復補償費関連の文書にある「BY」のイニシャルを含め「米駐日公使が持つてきて、自分が局長室で署名した。事務官がコピーを取ったと思う」と証言した。

密約の背景については「（ベトナム戦争などに伴う）米国の財政事情が悪く、日本に金を払うのが非常に困難だった。（対米貿易で）ぼろもつけしている日本に金を払う必要はあるのか」との米議会内の声が聞こえる状況だったと述べた。

返還協定で定めた米側への支出金三億二千万ドルを超える日本側負担の密約は「詳しい内容は覚えていない」とした。吉野氏は七二年十二月、原告の一人で元毎日新聞記者西山大吉氏（76）が訴追された外務省機密漏えい事件の公判で検察側証人として密約を否定。二〇〇六年に報道機関に密約の

存在を認めた。

「貴重な証言」

首相

鳩山由紀夫首相は一日、日米両政府が交わしたとされる密約文書の開示をめぐる行政訴訟で、元外務省局長が密約を認める証言をしたことについて「密約があったのではないかという疑いが出てきた中、貴重な証言だ」と述べた。官邸で記者団の質問に答えた。首相は「旧政権は密約がなかったと言いつつ、事実関係を確認できた際には、国民にお知らせしたい」と述べた。



# 40年目の完全勝訴

## 沖縄密約 開示命令

# 「再審無罪以上だ」

## 西山元記者ら歓喜

「百五十パーセントの判決だ。日本の民主主義の扉を開けた」。沖縄返還をめぐる日米両政府の密約文書の開示を命じた九日の東京地裁判決。約四十年にわたって密約を追及し、「国家機密漏えい」で有罪となった原告の元毎日新聞記者西山太吉さん（70）が喜びの声を上げた。裁判を舞台にした国との闘いは二度目。「司法も国家の隅べいに加担するのか」と徒労感を味わってきた。完全勝訴を告げるこの日の裁判長の言葉は、機密漏えいの罪の「再審無罪」言い渡しにも聞こえた。――面参照



沖縄密約の文書開示請求訴訟で勝訴し、会見する元毎日新聞記者の西山太吉さん（右）と、東京都千代田区で

沖縄返還交渉が大話んは、密約を示す機密公務員法違反容疑で逮捕された。起訴状に織り込まれた「情を通じ」の文言で、密約問題が男女の問題にすり替わった。

「密約が成立している」と合理的疑念が存在するとは否定し得ない」と述べた。しかし二審では懲役四月、執行猶予一年の逆転有罪となり、七八年、最高裁で確定。一審判決後に退社し、新聞記者生命を絶たれた。

二〇〇〇年と二〇〇一年、琉球大の我部政明教授が密約を裏付ける米公文書を相次いで見つけたことが、運命を再び変えた。〇五年、「密約を否定した政府高官の発言も不当な起訴で名誉を傷つけられ

た」と、国に賠償を求めて提訴。「生き恥をさらし、返り血を浴びても国家のうそを問いつける」。だが、この裁判も密約の存在に触れぬまま、法律上の請求権が消滅したという形式論で退けた。

## 密約 明確に認定

密約をめぐっては、民主党政権発足後に外務省と財務省が調査を始め、三月に結果を公表していた。有識者による外務省の調査は、米軍用地などに関する日本側の財政負担について「日米政府の財政処理を制約する一広義の密約」に当たるとはいまいな表現にとどまったが、判決は明確に密約の存在を認めた。

## 最終合意と位置付け

有識者委員会は、米軍用地の原状回復補償費などを日本側が肩代わりすることを記した。密約をめぐっては、民主党政権発足後に外務省と財務省が調査を始め、三月に結果を公表していた。有識者による外務省の調査は、米軍用地などに関する日本側の財政負担について「日米政府の財政処理を制約する一広義の密約」に当たるとはいまいな表現にとどまったが、判決は明確に密約の存在を認めた。

異例の訴訟にかけた。チャーナリストや学部教授が膨大な中から「我々の証言するサブプライム」の判決は完全に超えた。目尻には涙がにじんでいた。

密約争点		原告側	国側	判決
密約はあったか	あった	確認できない	あった	
米国立公文書館の資料	日米間の最終合意	交渉経過を示すメモ類	日米間の最終合意	
吉野文六氏の証言	信用できる	推測にとどまる	優に認められる	
文書が国に現存するか	永久保存の扱いで現存	廃棄している可能性	現存する	

財務省の内部調査結果では、沖縄返還協定に定めた三億二千万円を超える日本側の財政負担について、該当文書が見つからなかったとして一切言及しなかった。しかし、判決は別の米公文書を基に密約の存在を認めた。

特集



米比共同軍事演習に先立ち、フィリピン・マニラ北部の軍司令部で手を組む米比両軍および政府関係者（4月16日、AP/アフロ）。

# 日米軍事力の一体化を見つめる沖縄

## 米国防新戦略と日本

### 西山太吉

にしやま・たきち ジャーナリスト。一九三二年生まれ。毎日新聞政治部記者だった七二年に沖縄返還にからむ密約取材めぐり国家公務員法違反容疑で逮捕。一番は無罪、二番で逆転有罪、七八年最高裁で確定。一審判決後に退社。二〇〇〇年以降密約を暴ける米公文書などの報道が相次ぐ中、〇五年に謝罪と損害賠償を国に求めて提訴したが敗訴。〇八年外務省財務省への情報公開請求に加わったが「不開示、処分、密約文書開示請求訴訟（原告名）を起す」と一審全面勝訴、二審で逆転敗訴、上告中。四例は密約、審判に「沖縄密約」機密を提示せよ、など。

### 日米安保の変質

沖縄復帰の問題をめぐっては、これまで、復帰によって、沖縄は、どう変わったのか、それとも、変わっていないのか、そして、本土は、その沖縄にどう向き合ってきたのかというものが、主なテーマであった。しかし、こうしたとり上げ方だけでは、問題の核心に迫ることはできない。復帰以降日本は米国からどのようなインパクトを受けたのか、それにより、この国の行動は、現在に至るまで、いかなる推移をたどってきたのか、という視点こそが必要なのである。その間の変容の仕方によっては、沖縄現地も又、多大な影響をこうむるからである。

沖縄復帰は、日本の国際行動の態に画期的ともいえる変

て容認しなければならない」と要求した。

その結果、どうなったのか。在日米軍は、北は朝鮮から台湾海峡を経て、南はベトナムに至るまでの東アジアの主要な地域に緊急事態が発生した場合には、自由に移動できるようになったのである。

それまで、どちらかといえば、日本政府は、かつての植民地、半植民地あるいは占領地であった東アジア諸国と安全保障上の密接なかわり合いを持つことには消極的だった。このことは、当時の愛知外相の国会答弁でも明らかである。一九六〇年の日米新安保条約締結の際、岸・ハーター交換公文に関連して、在日米軍の朝鮮半島への有事出動につき、「事前協議なし」を「密約」として隠ぺいしたのも、そうした日本政府の消極的な方針の結果であった。

しかし、沖縄復帰により、この「密約」の必要性もなくなり、自然消滅してしまった。内閣法制局が、六〇年安保以降、日米安保条約の適用区域とされた「極東」の範囲につき、「フィリピン以北」としてきた公式見解も、決定的に訂正せざるを得ない事態となった。これは、明らかに、日米安保体制の大きな変質である。

他方、財政面では、それまで、米軍の施設、区域の無償提供に限られていた対米軍事支出に、「米軍施設改良工事費」（六五〇〇万ドル）という新たな項目が追加された。ただし、この追加は、沖縄返還協定上は、規定されず、発効後、五年

化を引き起こした。具体的には、日本の存立基盤とされている日米安保体制なるものの重大な変質である。

まず、沖縄復帰の交渉は、当時、泥沼化しつつあった米国のベトナム戦争を日本政府が全面的に支持するという誓約からはじまった。ジョンソン米政権の知恵袋とまでいわれたロスウ大統領特別補佐官（安全保障担当）は、佐藤首相が密使として派遣した若泉敏に對し、「もし、君たちが、沖縄の早期復帰を望むのなら、米国のベトナム戦争を徹底支援しなければならぬ。それが大前提だ」と迫った。このあとのニクソン政権も、この大前提の延長線上に、「メモランダム13号」なる対日交渉原則を策定し、これに基づいて、これ又、「君たちが、国内の事情からどうしても一九七二年中の沖縄復帰を求めぬのなら、米軍の使用に必要不可欠な諸点をすべ

間にわたって、国会の承認をなら得ることなしに、防衛庁予算の中に虚偽表示されることによって執行され、一九七八年に、ようやく、「思いやり予算」の名で表に出されたのである。

この予算は、年々、膨張を続け、やがては米軍の装備、給与だけを除く駐留費全般に及び、その総額はすでに、数兆円に達している。膨大な財政赤字に悩み、国防費の大幅削減に追いこまれていく米国防総省にとって、いまや、この「思いやり予算」を中心とした日本の対米軍事支出は、絶対になくしてはならない。補正予算」と化している。

最近米国政府は、沖縄の海兵隊のグアムへの移転数が太平洋各地のローテーションへの変更により当初の八〇〇〇人から四八〇〇人に減少したにもかかわらず、グアム協定で合意した日本側負担の真水の部分、二八億ドルを四〇億ドルにふやすという、通常の外交交渉では、とうてい、考えられないような要求をなすりふりかまわず、持ち出してきた。

こうみてくると復帰時の米軍施設改良工事費は、最高度の「密約」であった。しかし、民主党政権は、沖縄密約の徹底究明を政権交代の旗印にかかげながら、この費目に言及してV O A撤去費の日本側肩代りに関する吉野・スナイダー秘密合意を、有識者委員会の審議事項からはずしてしまった。この秘密合意を追究していけば、「思いやり予算」が実は、発表された一九七八年からではなく、一九七二年の沖縄復帰

の時点からはじまっていたことが判明する。私は、衆院外務委員会に参考人として出席した際、「この密約は、一連の沖縄密約の中でも最も重要なものであるから、今後の究明を期待している」と発言したがいままお、放置されたままの状態が続いている。

このように沖縄復帰を契機に、米国は、沖縄現地の諸問題を巧みに利用しながら、いわば、それらの問題をテコとして、日米安保体制を自らの世界戦略の中に組み込んでいく。一九九六年四月一二日、米兵による少女暴行事件を背景に一挙に盛り上った沖縄米軍基地撤去闘争を鎮静化する手段として、世界で最も危険な基地といわれていた普天間飛行場の移転計画が発表された。ところが、その直後の四月一七日に突如、「日米安保共同宣言」が発表され、冷戦の終結と超大国としての米国の登場にともない、対ソ連を軸とした一九七八年のガイドラインの見直しが決まった。

この見直しは、やがて周辺事態法へと発展していく。新ガイドラインによって、日米安保の対象範囲は、アジア・太平洋全域にひろがり、さらに米国が、紛争の「性質」を「周辺事態」と認識するだけで、在日米軍は、世界の果てまでも、出動することができるようになった。

そして、日本の自衛隊は、その米軍を後方で支援することにもなった。普天間移転計画発表の「見返り」ともいわれた、この新ガイドラインは、超大国としての米国の国際政治、軍基本戦略をつくり、以降、それが変更されることに、日本の戦略もまた、「日米安保堅持」の名の下に、その変更に対応する形をとる。沖縄復帰以来、四〇年間にふり返ると、まさに、そうした連鎖の繰り返しであった。そして、自民党政権は、その過程で、ベトナム戦争を支持し、アフガン戦争を支援し、さらに、イラク戦争に加担した。

## 2 米国防戦略の転機

こうした構造下において、沖縄の基地を中心とした諸問題は、今後、どう展開していくのであろうか。

いま、米国は、国防戦略上、従来、なかったような転機を迎えている。二〇〇六年の米軍再編報告にある「不安定の弧」を中心とした米国防衛戦略は、すでに破綻した。米軍が撤退したあとのイラクでは、シーア派がリードする現政権下において、スンニ派の武装集団による自爆テロがひん発して、多数の死傷者を出している。なんのためのイラク戦争だったのか。結果は無惨である。アフガニスタンはどうか。米軍の一時増派にもかかわらず、タリバンの勢力は、依然衰えず、それどころか、隣接のパキスタンの民衆をも戦乱に巻きこんで、その大半を敵に回してしまった。

米国政府が、これまでに費消したテロ対策費は、国内対策も含めて、すでに、三〇〇兆円に達し、二〇〇一年当時、四〇〇兆円余だった債務超過を更に二二〇〇兆円以上にまで押

事、経済上の覇権の行使を容易ならしめるためのもので、これにより、日米安保は、改めて、米国の世界的な戦略体系下に配属されることになった。

二〇〇六年、小泉内閣の最末期に、米側、ラムズフェルド国防長官、日本側、守屋防衛事務次官を主役として作成された「米軍再編」報告は、日米安保の性格変更、一層の拍車をかけた。沖縄の海兵隊の一部のグアムへの移転という一見、沖縄の基地負担の軽減をアピールするようにみせて、その実は、防衛庁主導のトータル・パッケージ方式による、日米軍事力の一体化、共同体化を急速に進めることで合意した。

航空自衛隊総隊司令部は、府中から、米第五空軍司令部のある横田基地に移って、同居することになり、一方、報告が設定した「不安定の弧」(中東を中心に西はアフリカ東端から、東は東アジアまで)内のテロ対策の一環として、陸上自衛隊の中に、中央即応集団を編成し、米軍の座間キャンプに入営することになった。当時、額賀防衛庁長官が「日米安保は、テロ対策上もその枠組みを変えた」と語っていたように、この米軍再編報告は、日米軍事共同体化の集大成といえるほどのものとなった。

このような日米軍事構造の共同体化が進む状況下において、沖縄の問題もまた、日本政府がどう対処すべきかを問う前に、米国政府が、沖縄を戦略上、どう位置づけ、どう判定するかによって、左右されることになりかねない。米軍が、まず、

し上げる主因となっている。このため、米国防総省は、今後一〇年間に、三六兆円もの国防費を削減せざるを得なくなつた。パレスチナ問題、イスラエルとイランの対立の尖鋭化など中東には、なお難題が残っているが、それでも米国は、イラクに続いて、アフガンからも二〇一四年までには撤退する。この複合的な負の要因の集積を背景としてあみ出されたのが米国防戦略の重心をアジアとくに東アジアに移すジョイント・エア・シー・バトル(空海統合戦略)である。イラク、アフガン戦争がもたらした国際政治、経済上の失地回復と米国のリーダー・シップの再構築をめざして、いま、米国は、この戦略の推進に躍起となっている。

米国が、このことを思い立ったのは、中国と東南アジア諸国(ASEAN)間の南シナ海上での領土紛争である。この紛争を利用して対中国抑止をふりかざし、よってASEANに接近することにより、五億六〇〇〇万人の巨大市場にクサビを打ちこむ。ASEANは中国、インドと共に、世界経済の成長センターの一角を占めている。米国の狙いはTPP(環太平洋パートナーシップ協定)を空海統合戦略にリンクさせて、東アジアの舞台を借りながら、国際政治・経済の主導権を再び掌握することにある。

ただし、こんどの戦略には、きびしい但し書きがついている。これまでのように、むやみやたらに、カネを使うことはできないのである。国防費を節減しながらの作戦の遂行は、

そうしたやすいものではない。

ここで、米国は日本の役割を重視する。米軍再編報告により、沖縄に関連する基地再編案は、「全体的なパッケージの中で相互に結びついている」。そして「沖縄からグアムへの第三海兵機動展開部隊の移転は、普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的進展にかかっている」(報告)とされていた。米国は、普天間の移転にまったくメドが立っていない現状では、こうしたパッケージがある以上、グアムへの移転にあたっての日本側の負担分(約六〇億ドル)を引き出せないどころか、米議会も、米側負担分の一部支出にさえ同意しない。

早急な展開を迫られている空海統合戦略の「ハブ」は、グアムである。グアムに空・海軍と並んで、海兵隊を駐留させることは、米国にとって緊急の課題であり、日本側からの沖縄海兵隊削減要請は、グアムのインフラ整備にとっても、まさに、「渡りに船」の話だったのだ。日米両政府が、海兵隊のグアム移転を急ぎよ、普天間移設とのパッケージからはずしたしたのは、パッケージのままでは、肝心の空海統合戦略が頓挫しかねないからであった。

ただ、ここで、米側のハラを読み取ることができるといえる問題が起った。「嘉手納空軍基地以南の基地の統合あるいは返還は、グアムへの海兵隊の移転にかかっている」(報告)つまり、キャンプ桑江(全面返還)、キャンプ瑞慶覧(部分)、牧港補給地区(全面)、那覇港湾施設(全面)、陸軍貯油施設・

### 3 米新国防戦略に追隨する日本

こうした技術上の問題もさることながら、最も重要なテーマは、日本政府が米国の新国防戦略をまったく異論なしに受け入れ、それを前提に、日本側の協力とくに自衛隊の役割分担などの検討をはじめたという事実である。

前述のように、沖縄復帰以来、日本政府は、米国の数々にわたる世界的な戦略策定とその変更を、そのつど受け入れた上で、日本側の応分の役割を決めてきた。今回も従来の路線が踏襲された。米国がインドネシアへの軍事援助を強化するのとあわせて、日本も又武器輸出三原則の見直しにともない、インドネシアへ軍事上のノウ・ハウを提供する方針といわれる。

しかし、こんどの米国の新国防戦略は明らかに「不安定の弧」を対象としたかつての戦略の破綻の上に成り立っている。それは、米国独自の国益を露骨に追求するものである。もし、日米安保のワク組みが、なんらの検証もなしに、東アジアという日本の経済成長の生命線ともいえる地域において、ひたすら米戦略に巻き込まれていくとすれば、それはどうして、国益上、妥当な選択とはいえないだろう。

それでも、なお、突破口がないわけではない。  
第一に、米国の対中国抑止とはいっても、それは、中国との共存と交流(政治、経済、文化、軍事上)を否定するもので

第一桑江タンクファーム(全面)などは、海兵隊のグアムへの移転とこれ又、パッケージ化されているのだ。

だとすれば、グアム移転の本決まりにより、このパッケージも解除され、早急に返還されるのがスジである。しかし、他基地への移転や統合との関連もあって、これには、多額の費用がかかり、そうテキパキと進む話ではなくなっている。長期にわたって、タナ上げされかねないのだ。すべては、米側の都合に合わせて、事が運ばれていることがよくわかる。

さらに、海兵隊のグアム移転自体にも多くの疑問点がある。沖縄の海兵隊の定員は、これまで、通常、「二万八〇〇〇人」といわれてきた。しかし、実際の駐留数は、かつて沖縄現地のメディアが報道したように、「一万人」こそことも伝えられていた。しかるに、外務省は、沖縄からの移転は総数で八〇〇〇人を超える一方、残留数も一万人は確保するというのだ。そして定員も「二万人」になるともいっている。イラク戦争、アフガン戦争に出動したため、沖縄には海兵隊がほとんどいない状態が続いた時期があったことなどを考えると、外務省のいう数字をそのまま、うのみにするにはできない。グアムへの移転費用の日本側負担分の割合を世論対策上、引き下げる(五九パーセントへ)ため、米側負担分をわざと水増ししたと報道されたくらいだから、定員と実数の関係も、まったく不透明というほかはない。

はなく、かつての冷戦下の対立関係とは、まったく性格を異にする。だから、急激に進展する国際社会の多極化の中で、日本が、独自の判断で、弾力的に対応し、行動することも、十分、可能だといえる。

第二に、こんどの米戦略は、単に、沖縄にかぎらず、グアムを中心に、オーストラリア(ダーウィン)やハワイなどとのローテーションで動く。いわゆる拠点の分散である。この点で、二〇〇九年、当時の米海兵隊司令官のジェイムズ・コンウェイ大將の「……米海兵隊のグアムへの移転により、……米国の即応戦力と前方展開態勢を兼備した海兵隊の戦力が実現し、今後、五十年にわたって、太平洋における米国の国益に大きなプラスとなる。……」という報告は、日本の今後の指針の策定にあたって、示唆に富んだものといえるのではないか。

日本という国の致命的ともいえる弱点は、歴史的に重要な公的諸問題(例えば、失われた一〇年、イラク戦争への関与など)についての調査と検証の欠落である。もし、こんどの米新戦略の先棒をかつぐだけの行動に走るとするならば、日本そして沖縄の未来を切り開く道を自ら閉ざす愚を犯すことにつながるだろう。

## 西山太吉氏「知る権利」のための闘争年表

- 1971年6月18日 「請求処理に疑惑 交渉の内幕」(毎日新聞)という署名記事書く
- 1972年3月27日 衆議院予算委員会で電文を提供された横路孝弘議員が政府追及
- 1972年4月4日 警視庁は蓮見喜久子事務官を国家公務員法100条(職務上の秘密漏洩)、西山太吉毎日新聞記者を国家公務員法111条(秘密漏洩そそのかし)違反で逮捕
- 1972年10月14日 初公判で西山氏は「私はまずニュース・ソースを秘匿できなかったことについて蓮見さんにおわびしたい。私の配慮が完璧でなかったために、当初の意図に反した事態を招き、責任を痛感している。本件起訴は、政府が国民をあざむくために用いたカククリを国益の名で正当化しようとする点で承服できない。同時に、国民に真実を伝えるための取材活動を犯罪とする点で納得できない。しかも国家権力は、本来対等な個人間の私的領域に踏み込むことによって、問題の核心をすりかえようとしている。沖縄交渉で、私がとくに疑問を持ったのは、対米支払・対米請求などの財政問題だ」、伊達秋雄主任弁護人は「憲法第一条により主権は日本国民に存するものとされた政治体制の下では、国民は国政全般について知る権利を持つ。現実に国民のこの権利を代行するものは新聞などの報道機関である。報道機関の取材活動は、現実政治の秘密の内奥に肉薄し、隠蔽された真実を探知し、これを国民の前に明らかにせねばならぬ。それは必然的に、指定秘とされた公務員の職務上の秘密の探知収集にむけられる」と陳述
- 1978年1月31日 最高裁確定(懲役4カ月、執行猶予1年、一審は無罪、二審は逆転有罪)
- 1978年6月20日 「思いやり予算」開始、11月27日「日米防衛協力のための指針」合意
- 1998年7月11日 朝日新聞(夕刊) 我部琉大教授による「密約」米公文書入手を報道
- 2000年11月24日 週刊金曜日「沖縄密約30年目の真相」、本多勝一氏によるインタビュー
- 2005年4月提訴(民事裁判) 謝罪文交付等請求、国家賠償訴訟
- 2007年3月27日 東京地裁 請求権消滅として請求棄却
- 2008年2月20日 東京高裁(同控訴審)で敗訴
- 2008年9月2日 最高裁上告棄却、同日密約文書情報公開請求(外務、財務省へ)
- 2009年2月21日 情報公開法成立
- 2009年3月16日 沖縄密約文書開示請求訴訟「国民に情報を与えない、もしくは、情報を獲得する手段を与えなければ、政府は真に国民の政府とはなりえない」(訴状)
- 2009年6月16日 「『密約』はないというのであれば、アメリカ側の上記各文書はどういうものということになるのか、十分な説明を希望する」(杉原則彦裁判長)
- 2009年11月27日 「密約」問題に関する有識者委員会発足
- 2009年12月1日 吉野文六、我部政明両氏証人尋問
- 2010年3月9日 外務委員会出席証言
- 2010年4月9日 東京地裁判決、「各行政文書を開示決定をせよ」と100%請求を認める。「国民の知る権利をないがしろにする外務省の対応は、不誠実なものといわざるを得ず」(杉原裁判長) 西山氏「超完全勝利だから、これ一種の革命が起きたと思んです」

[作成 木村直樹]

## 沖縄密約事件年表

1955年

- 8月19日 佐藤栄作首相、沖縄で「沖縄が復帰するまで戦後は終わらない」と発言。
- 7月 A氏、安川社審議官つきの外務事務官となる。

1971年

- 2月 『毎日新聞』西山太吉記者、沖縄返還交渉の担当キャップとして外務省記者クラブに所属。
- 5月24日 西山記者とA事務官、機密資料の受け渡しをはじめ。
- 5月18日 西山記者、「密約」を匂わす記事を書ける。
- 5月25日 西山記者、「沖縄 核抜き費用負担 支払い規定で“暗示”政府要望」と題する記事を掲載。
- 5月28日 愛知揆一外相、マイヤー駐日大使と会談。
- 6月9日 愛知外相・ロジャース國務長官がパリで会談し、沖縄返還交渉妥結。
- 6月17日 沖縄返還協定調印。
- 6月18日 西山記者「米、基地と収入で実ると／請求処理に疑惑／あいまいな“本土並み”」と題する記事を掲載。同日、米国はこの記事に関して駐日大使館を通じて日本政府に抗議。
- 6月27日 参議院選挙。
- 11月17日 「協定」が衆議院沖縄返還協定特別委員会で強行採決。
- 12月7日 社会党・横路孝弘衆議院議員、衆議院連合審査委員会で「肩代わり密約」問題の追及開始。
- 12月13日 横路議員が、「日米間に秘密協定がある」と政府を追及。

1972年

- 2月 西山記者、自民党担当になり、外務省記者クラブを去る。
- 3月27日 横路議員、3通の極秘電信文の写しを示しながら福田赳夫外務大臣らを追及。
- 3月28日 吉野文六アメリカ局長が電信文の存在を認める。福田外相は、「最終的な合意では密約はない」旨、答弁する。
- 4月1日 自民・社会・公明・民社の4党国会対策委員長会議で、4月3日の議会再開を決める。
- 4月3日 佐藤首相、衆議院予算委員会で遺憾の意を表明。密約に関する見解表明や引責辞職には触れなかった。予算案が衆議院を通過。
- 4月4日 A事務官、西山記者、警視庁に出頭。同日、国家公務員法違反容疑で逮捕。
- 4月15日 西山氏、A氏を起訴。
- 5月15日 沖縄返還式典。
- 10月14日 東京地裁で第1回公判が開かれる。

1974年

- 1月31日 第1審の東京地裁で、西山氏無罪、A氏懲役6月執行猶予1年の判決。西山氏を控訴、A氏は控訴せず確定。

1976年

- 7月 東京高裁、1審判決を破棄して西山氏に懲役4月執行猶予1年の判決。

1978年

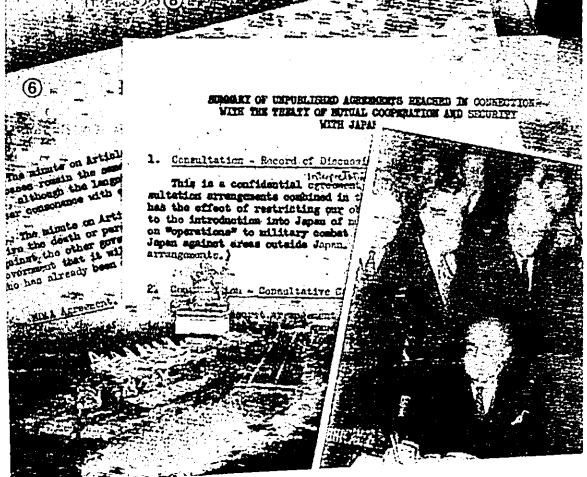
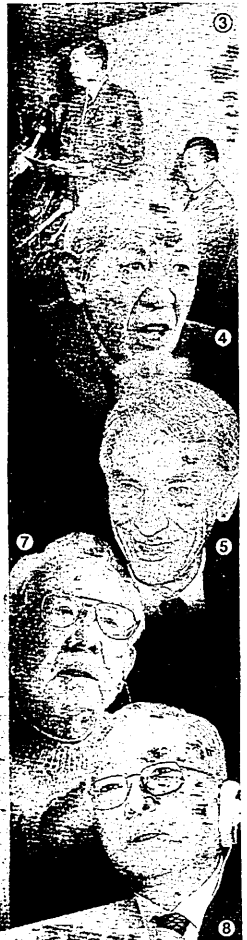
- 6月 最高裁、上告棄却。西山氏の有罪確定。

2000年

- 5月29日 米公文書で「密約」の存在が確認される。
- 5月30日 河野洋平外相、「沖縄返還協定がすべてで、密約はない」と否定。

## 日米密約にかかわる主なできごと

- 1945年 ポツダム宣言受諾、敗戦
- 50年 朝鮮戦争
- 51年 サンフランシスコ対日講和条約、日米安全保障条約調印①
- 53年 朝鮮戦争終結
- 60年 日米新安保条約調印
- 67年 佐藤首相、非核三原則を表明
- 68年 米原子力空母エンタープライズ、佐世保に寄港②
- 69年 沖縄の核抜き本土並み返還で合意
- 70年 日米安保条約、自動継続
- 71年 沖縄返還協定調印
- 72年 衆院予算委で旧社会党の横路孝弘氏が外務省の極秘電文を示して沖縄密約を追及  
警視庁が西山太吉・毎日新聞記者らを国家公務員法違反容疑で逮捕③④  
沖縄が日本に復帰
- 78年 78年度予算に「思いやり予算」計上  
西山氏の有罪確定
- 81年 ラインワー元駐日大使、核積載艦は日本に寄港していると発言⑤
- 83年 中曽根首相が「日米は運命共同体」「日本列島不沈空母」と発言  
米原子力空母エンタープライズ、15年ぶりに佐世保入港
- 96年 冷戦後の安保の役割を再定義した日米安保共同宣言を発表
- 2000年 朝日新聞が日米安保密約を裏付ける米公文書を報道⑥
- 06年 外務省元アメリカ局長の吉野文六氏が沖縄密約の存在を認める⑦
- 09年 作家の澤地久枝さんらが沖縄密約を巡り情報公開訴訟提起  
元外務事務次官の村田良平氏が米軍の核兵器持ち込み容疑の存在を認める⑧



2009年(平成21年)7月12日

東京 日 薬行 印刷

## 秘密保全法に反対する愛知の会

名古屋市熱田区新尾頭一丁目6番9号金山大和ビル 弁護士法人名古屋南部法律事務所気付 電話 052-682-3211